

全国健康保険協会業績評価シート (令和2年度)

3. 船員保険

令和3年9月24日



全国健康保険協会
船員保険

全国健康保険協会業績評価シート

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

① 正確かつ迅速な業務の実施

事業計画

- サービススタンダード(職務外給付申請の受付から給付金の振込みまでの期間:10営業日)の状況を適切に管理し、年間を通じ100%の達成を目標に着実に実施する。
- 保険証の交付は、資格情報等の取得後、速やかに実施する。(情報取得から送付までの平均日数:3営業日以内)
- 職務上の事由による休業手当金の上乗せ給付及び独自給付、経過措置として協会が支給することとされた職務上の事由による年金、新たな特別支給金などの支払いを正確かつ迅速に実施する。

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】「S」:困難度を高く設定した目標について、目標の水準を大幅に超えている。「A」:困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。「B」:目標の水準を満たしている(「A」に該当する事項を除く)。「C」:目標の水準を満たしていない(「D」に該当する事項を除く)。「D」:目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずる必要があると認めた場合を含む抜本的な業務の見直しが必要。

自己評価 : A

【困難度:高】

【困難度の理由】

- サービススタンダード達成状況100%及び保険証の3営業日以内の発行100%について目標設定しているが、100%を達成することは、不断の努力もさることながら、特に2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響による業務体制の縮減の状況下において、100%を達成することは困難である。

【自己評価の理由】

- サービススタンダード及び保険証の交付については、2項目とも達成した。

・サービススタンダードの達成状況: 100%(達成)

・保険証の3営業日以内の発行 : 100%(達成)

- 申請内容に疑義が生じた場合に、被保険者本人や担当医師への照会、船員保険部の審査医師に対する意見の求めなどを行い、職務上の事由による傷病手当金等の給付等を正確かつ迅速に実施した。

- 新型コロナウイルス感染症拡大による交代制出勤の影響があるなかで、サービススタンダードを100%達成した。

- 厚生労働省からのデータの提供を基に、職務上の事由による休業手当金の上乗せ給付及び独自給付、経過措置として協会が支給することとされた職務上の事由による年金、新たな特別支給金などの支払いを正確かつ迅速に実施した。

全国健康保険協会業績評価シート

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

① 正確かつ迅速な業務の実施

○ 以上、①サービススタンダード及び保険証の3営業日以内の交付については100%を達成し、②その他事業計画に記載の事項について着実に実施した。また、目標において困難度が「高」とされており、目標水準を満たしているとして、自己評価は「A」とする。

【事業計画の達成状況】

i) サービススタンダードの達成(事業報告書 P14)

職務外給付のサービススタンダードについては、年度を通じた達成率は100%
保険証発行までの期間を3営業日以内としており、年度を通じた達成率は100%

ii) 現金給付に関する適切な審査の実施(事業報告書 P14)

○ 2020年度の審査総件数15,380件※のうち、担当医師に52件、審査医師に33件の照会等を行い、支給要件を満たしていないと判断した申請は10件だった。 ※柔道整復施術療養費を除く。

全国健康保険協会業績評価シート

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

② 適正な保険給付の確保

事業計画

- 柔道整復施術療養費について、健康保険と問題点を共有しつつ多部位かつ頻回の施術が行われている申請等に加え、長期受診となっている申請に対する文書照会等を実施するなど、適正受診の促進を図るとともに、不適切な申請事例については厳格に対応する。
- 職務外の事由による傷病手当金等の給付の適正化を図るため、不正の疑いのある事案については、実地調査を実施する。

【KPI】

- 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか低い値以下とする(KPI:0.81%)

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】「S」: 困難度を高く設定した目標について、目標の水準を大幅に超えている。「A」: 困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。「B」: 目標の水準を満たしている(「A」に該当する事項を除く)。「C」: 目標の水準を満たしていない(「D」に該当する事項を除く)。「D」: 目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずる必要があると認めた場合を含む抜本的な業務の見直しが必要。

自己評価：B

【自己評価の理由】

- 2020年度のKPIの実績: 施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合 0.67%(対計画値117.3%)
- 多部位かつ頻回の施術の傾向の分析を行い、文書照会の対象とする部位数や日数を見直し、1,085件の文書照会を実施した。
- 長期受診となっている申請についても引き続き文書照会を行った結果、1年以上の長期受診の施術の申請割合は6.75%となり前年度を1.13ポイント下回ることができた。
- 文書照会の強化により、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合は0.67%となりKPIを達成し、前年度を0.14ポイント下回ることができた。

| | |
|--------|---------|
| 2019年度 | 2020年度 |
| 0.81% | ⇒ 0.67% |

- 以上、①文書照会の強化によりKPIを達成し、②長期受診の申請割合も前年度より減少したことから、自己評価は「B」とする。

全国健康保険協会業績評価シート

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

② 適正な保険給付の確保

【事業計画の達成状況】

i) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化(事業報告書 P14)

| 照会件数 | 回答件数 (2021年5月末時点) | 回答率 | 申請件数 | 支払総額 |
|--------|----------------------|--------|---------|---------|
| 1,085件 | 698件 | 約64.3% | 28,042件 | 約116百万円 |

○ 1年以上の長期受診の施術の申請割合は6.75%で2019年度と比べて1.13%ポイント減少した。

ii) 不正の疑いのある事案に対する実地調査(事業報告書 P15)

○ 適用(制度への加入や報酬等)に関して不正が疑われる案件については、選定基準を設けて日本年金機構への照会や船舶所有者への立入調査を行うこととしているが、2020年度においては調査を必要とする申請はなかった。

全国健康保険協会業績評価シート

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

③ 効果的なレセプト点検の推進

事業計画

○ レセプトの内容点検業務については、効果的なレセプト点検を促進するための条件を付し、外部委託により実施する。

【KPI】

○ レセプト点検の査定率について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする（KPI:0.050%）

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】「S」:令和2年度計画を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(対計画値120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は、対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。「A」:令和2年度計画を上回る成果が得られていると認められる(対計画値120%以上、又は、対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。「B」:令和2年度計画を達成していると認められる(対計画値100%以上、又は、対計画値80%以上100%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。「C」:令和2年度計画を下回っており、改善を要する(対計画値80%以上100%未満、又は対計画値80%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。「D」:令和2年度計画を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める(対計画値80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他必要な措置を講ずることを命じる必要があると認めた場合)。

自己評価：A

【自己評価の理由】

○ 2020年度のKPIの実績:査定率 0.064% (対計画値128.0%)

○ 資格点検については、資格喪失後受診の疑いのあるレセプトの照会等を2,252件実施した結果、**加入者1人当たりの資格点検効果額は、2,478円(対前年度比280円増)へ向上した。**

○ 外傷点検については1,010件の照会を実施した結果、加入者1人当たりの外傷点検効果額は175円(対前年度比137円減)となった。

○ 内容点検については外部委託により実施したが、外部事業者が査定額向上に積極的に取り組むよう、委託契約の見直しを行った。

○ このような取組の結果、船員保険部による内容点検査定額は約12百万円(対前年度比約3百万円増)となり、内容点検査定額から外部委託費用を差し引いた内容点検効果額も約9百万円(対前年度比約3百万円増)となった。**査定率についても前年度を0.021ポイント上回る0.064%となり、KPI(査定率0.050%以上)を達成した。**

| | | | |
|-----------|--------|---|--------|
| <内容点検査定額> | 2019年度 | | 2020年度 |
| 総額 | 約8百万円 | ⇒ | 約12百万円 |
| 加入者1人当たり | 70円 | ⇒ | 101円 |
| <内容点検効果額> | 約6百万円 | ⇒ | 約9百万円 |
| <査定率> | 0.043% | ⇒ | 0.064% |

全国健康保険協会業績評価シート

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

③ 効果的なレセプト点検の推進

○ 以上、内容点検の査定率向上に取り組み、KPIを達成(対計画値128.0%)したことから、自己評価は「A」とする。

【事業計画の達成状況】(事業報告書 P15～16)

○ 2020年度からは外部事業者が査定額(※1)向上に積極的に取り組むよう委託契約内容の見直しを行い、査定率(※2)に応じて委託費を支払うこととした。

※1 査定額とは、船員保険部のレセプト点検を経て支払基金へ再審査請求が行われたレセプトのうち、支払基金で査定され、船員保険の支払額が確定した金額を集計したものであり、支払基金における一次審査分は含まない

※2 査定率は、査定額÷船員保険の医療費総額により算出している

○ 船員保険部による内容点検査定額は2019年度を約3百万円上回る約12百万円、査定率は2019年度を0.021%ポイント上回る0.064%となり、KPI(査定率0.050%以上)を達成した。

〈加入者全体の内容点検査定額(医療費ベース)〉

【単位:百万円】

| | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2019年度比 |
|-------------------------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 加入者全体の内容点検査定額 | 9 | 12 | 8 | 12 | +3 |
| 診療報酬請求金額 | 19,544 | 19,127 | 19,460 | 18,363 | ▲1,098 |
| 請求金額に対する査定額割合 | 0.044% | 0.064% | 0.043% | 0.064% | +0.021% |
| ※ 端数整理のため、計数が一致しない場合がある | | | | | |

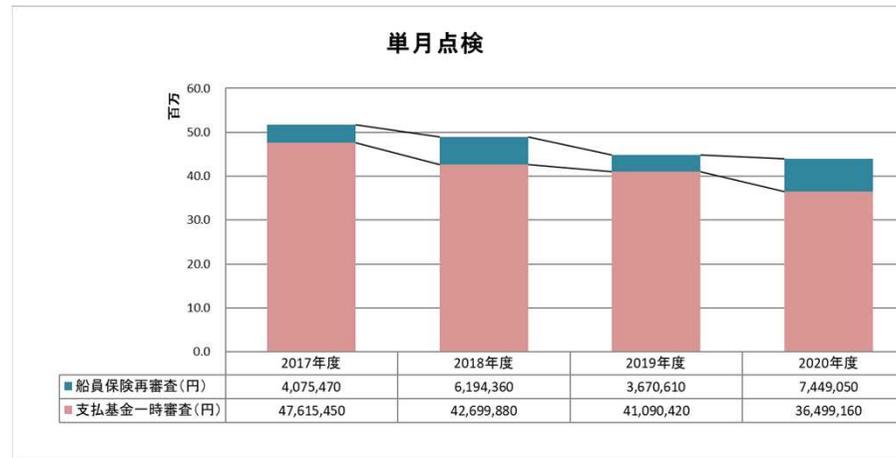
全国健康保険協会業績評価シート

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

③ 効果的なレセプト点検の推進

【事業計画の達成状況】(事業報告書 P16)



3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

④ 返納金債権の発生防止の取組の強化

事業計画

- 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会から保険証未回収者に対する返納催告を行うとともに、船舶所有者に保険証の早期回収の重要性についての周知を図る。
- 被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止等を図るため、日本年金機構と連携し、船舶所有者等の協力を得て、被扶養者資格の再確認を的確に行う。

【KPI】

- 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする(KPI:89.1%)
- 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか低い値以下とする(KPI:0.081%)
- 被扶養者資格の確認対象船舶所有者からの確認書の提出率について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする(KPI:93.1%)

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】「S」: 困難度を高く設定した目標について、目標の水準を大幅に超えている。「A」: 困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。「B」: 目標の水準を満たしている(「A」に該当する事項を除く)。「C」: 目標の水準を満たしていない(「D」に該当する事項を除く)。「D」: 目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずる必要があると認めた場合を含む抜本的な業務の見直しが必要。

自己評価 : B

【困難度: 高】

【困難度の理由】

- 新型コロナウイルス感染症の影響による業務体制の縮減の状況下にあったことに加え、船舶所有者における事務担当者のテレワーク等により、前年よりも保険証の回収は困難な状況であった。
- 被扶養者資格の再確認については、所得情報をマイナンバーを活用し事前に収入状況等を確認のうえ対象者の絞り込みを行った。その上で被扶養者に該当する場合には確認書類の提出を求めるように見直したことによって、前年よりも確認書の提出率を上げることは困難な状況であった。

【自己評価の理由】

- 2020年度のKPIの実績: 保険証回収率 90.8%(対計画値101.9%)、資格喪失後受診に伴う返納金割合 0.117%(対計画値55.6%)、確認書の提出率 93.7%(対計画値100.6%)

全国健康保険協会業績評価シート

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

④ 返納金債権の発生防止の取組の強化

- 保険証未回収者に対し、日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に返納催告を行ったほか、回収率の低い船舶所有者や船員保険事務組合に対し個別に保険証の早期回収について依頼を実施。
- **保険証回収率は90.8%(2019年度+1.7%ポイント)でKPIを達成した。**
- 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合について、コロナ感染症拡大による受診控えのため医療費総額が減少したことにより、0.117%(2019年度+0.033%ポイント)となりKPI未達成となった。
- 被扶養者資格の再確認業務について、マイナンバーを活用し事前に収入状況等を確認のうえ対象者の絞り込みを行い、対象者について確認書類の提出を求めることで資格確認を的確に実施した。結果、**2019年度を117人上回る270人の被扶養者削除に至った。**また、提出率の向上を図るため、事前に船舶所有者へ周知案内のチラシを送付したほか、**届出のない船舶所有者に対する督促等の対応を行うことで、提出率は93.7%(2019年度+2.3%ポイント)でKPIを達成した。**
- 以上のことから、資格喪失後受診に伴う返納金割合についてKPIを下回った(対計画値55.6%)が、目標において困難度が「高」とされ、**2項目についてはKPIを達成(保険証回収率対計画値101.9%、確認書提出率対計画値100.6%)**していることから、目標水準を満たしているとして、自己評価は「B」とする。

【事業計画の達成状況】

i) 保険証回収の強化(事業報告書 P16~17)

- 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に返納催告を行った。また、保険証回収の必要性について、船員保険通信や関係団体の機関誌、ホームページ等を通じて周知するとともに、回収率の低い船舶所有者や船員保険事務組合に対して、個別に文書で保険証の早期回収についての依頼を行った。その結果、資格喪失後1か月以内の保険証回収率は2019年度を1.7ポイント上回る90.8%となった。
- 2020年度中に資格喪失した方の2021年5月末時点の保険証回収率は、96.4%となった。
- このような取組を行ったが、医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合は2019年度を0.033ポイント上回る0.117%となった。

ii) 被扶養者資格の再確認(事業報告書 P17)

- 被扶養者の資格喪失の届出が正しく提出されていない場合、本来、資格がない方に対しても保険給付が行われるおそれがあるため、対象船舶所有者954に対し、被扶養者資格の再確認を実施した。
- 2020年度は、マイナンバーを活用し事前に収入状況等を確認のうえ対象者の絞り込みを行い、収入が認定要件を超えている方や被保険者と別居している方、合計1,533人を対象としました。
- 提出期限を経過しても再確認リストの提出がない船舶所有者に対しては、2021年3月下旬から文書及び電話による督促等を行った結果、2021年5月末時点※1の提出率は2019年度を2.3%ポイント上回る93.7%となった。

※1 2019年度は、2019年9月に送付した再確認リストの2020年3月末時点の提出率で業績評価を行いました。2020年度はマイナンバーを活用した対象者の絞り込みに一定の作業期間を要したため、2021年1月に送付した再確認リストの2021年5月末時点の提出率で業績評価を行っている

全国健康保険協会業績評価シート

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

⑤ 債権回収業務の推進

事業計画

- 不適正に使用された医療費等を早期に回収するため、資格喪失後受診等により発生する返納金債権等について、文書等による催告や支払督促等の一連の手続きにより早期かつ確実に回収する。

【KPI】

- 現年度の返納金債権の回収率について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする(KPI:87.3%)
- 過年度の返納金債権の回収率について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする(KPI:14.5%)

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】「S」: 令和2年度計画を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(対計画値120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は、対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。「A」: 令和2年度計画を上回る成果が得られていると認められる(対計画値120%以上、又は、対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。「B」: 令和2年度計画を達成していると認められる(対計画値100%以上、又は、対計画値80%以上100%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。「C」: 令和2年度計画を下回っており、改善を要する(対計画値80%以上100%未満、又は対計画値80%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。「D」: 令和2年度計画を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める(対計画値80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他必要な措置を講ずることを命じる必要があると認めた場合)。

自己評価 : B

【困難度: 高】

【困難度の理由】

- 船員保険の債権額総額が大きいこと、百万単位の債権の有無で数値に大きな影響を及ぼしてしまうところである。現年度分については、昨年度と比較して確実に回収が見込める損害賠償請求にかかる高額な債権が少なかったため、目標達成は困難であった。過年度については、2018年度に年金にかかる高額な債権の収納があり、KPIの設定が過去3か年の平均としており、設定値が達成困難なものであった。

【自己評価の理由】

- 2020年度のKPIの実績: 現年度返納金債権回収率 83.4%(対計画値95.5%)、過年度返納金債権回収率 12.8%(対計画値88.3%)
- 発生した債権については早期かつ確実な回収を図るため、文書等による納付催告を半年以内に複数回実施した。
- 現年度については、ほぼ収納となる損害賠償金債権額が2019年度の半分程度(2019年度より▲19百万円)に減少したため達成には至らなかった。
- 過年度については、2018年度に特に高額な債権を収納したことによりKPIの設定数値が高いため達成には至らなかったが、回収率については2019年度より3.6%ポイント上昇している。
- 年度末の債権残高は2019年度末より約15百万円減少している。

全国健康保険協会業績評価シート

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

⑤ 債権回収業務の推進

○ 以上、KPIは達成出来なかったが対計画値80%以上であり、かつ目標において困難度が「高」とされているため、自己評価を「B」とする。

【事業計画の達成状況】(事業報告書 P17~18)

- 発生した債権について早期かつ確実な回収を図るため、文書等による納付催告を半年以内に複数回実施した。また、催告後も納付が確認できない高額債務者(債権額5万円以上)に対しては、裁判所へ督促を申し立てる支払督促を行うこととしているが、2020年度は年度内に支払督促に至った債権はなかった。
- 債権の回収及び整理を進めたこともあり、2020年度末の債権残高は約128百万円で、2019年度末と比べて約15百万円減少した。

〈返納金債権に関する実績〉

【単位:百万円】

| | | 2017年度末 | | 2018年度末 | | 2019年度末 | | 2020年度末 | |
|-------------------|-------------------|---------|-------------------|---------|-------------------|---------|-------------------|---------|-------------------|
| | | 金額 | 収納率 ^{※5} |
| 現年度 | 調定額 | 92 | | 85 | | 97 | | 68 | |
| | 収納額等 | 76 | 83.0% | 68 | 80.2% | 85 | 87.3% | 56 | 83.4% |
| | 収納額 | 76 | | 68 | | 85 | | 56 | |
| | 欠損額 ^{※3} | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| 残額 | 16 | | 17 | | 12 | | 11 | | |
| 過年度 ^{※1} | 調定額 | 94 | | 99 | | 80 | | 85 | |
| | 収納額等 | 9 | 10.1% | 36 | 24.2% | 7 | 9.2% | 19 | 12.8% |
| | 収納額 | 9 | | 20 | | 7 | | 10 | |
| | 欠損額 ^{※3} | 0 | | 16 | | 0 | | 9 | |
| 残額 | 84 | | 63 | | 72 | | 66 | | |
| 承継 ^{※2} | 調定額 | 133 | | 63 | | 59 | | 58 | |
| | 収納額等 | 70 | 0.9% | 5 | 1.3% | 1 | 1.7% | 7 | 2.1% |
| | 収納額 | 1 | | 1 | | 1 | | 1 | |
| | 欠損額 ^{※3} | 69 | | 4 | | 0 | | 6 | |
| 残額 | 63 | | 59 | | 58 | | 50 | | |
| 計 | 調定額 | 319 | | 247 | | 236 | | 210 | |
| | 収納額等 | 155 | | 109 | | 93 | | 82 | |
| | 収納額 ^{※4} | 86 | | 89 | | 93 | | 67 | |
| | 欠損額 ^{※3} | 69 | | 20 | | 0 | | 15 | |
| 残額 | 163 | | 138 | | 142 | | 128 | | |

※1 「過年度」は、前年度以前に調定された債権のうち、前年度末までに収納されず、債権残が当年度に繰り越された債権です

※2 「承継」は、2010(平成22)年1月の全国健康保険協会船員保険部発足時に、社会保険庁から引き継いだ債権です

※3 「欠損額」は、債務者の破産や不存在等を理由に、全国健康保険協会債権管理規程に従い償却した債権です

※4 収納額のうち保険者間調整による収納額は、2018(平成30)年度が約2百万円、2019年度が約2百万円、2020年度が約6百万円です

※5 収納率は、 $\text{収納額} \div (\text{調定額} - \text{欠損額})$ により算出しています

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

⑥ 制度の利用促進

事業計画

- 高額療養費の未申請者に対し、支給申請の勧奨を行う。
- 限度額適用認定証の更なる利用促進を図るため、医療機関へ働きかけを行うとともに、高額療養費の支給決定通知書に、限度額適用認定の利用をご案内するチラシを同封する等の取組を行う。
- 職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付や特別支給金等の着実な支給を図るため、厚生労働省より船員に係る労災保険の給付データの提供を受け、これらの未申請者に対する申請勧奨を実施する。
- 下船後の療養補償について、加入者や船舶所有者等に対し、医療機関等に療養補償証明書を提出したときは、当該療養補償証明書を船員保険部に提出する必要があること等、適切な申請がなされるよう周知を図る。

【KPI】

- 高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を80%以上とする(KPI:80.0%)
- 職務上の上乗せ給付等の勧奨に占める申請割合について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする(KPI:77.1%)

全国健康保険協会業績評価シート

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

⑥ 制度の利用促進

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】「S」: 困難度を高く設定した目標について、目標の水準を大幅に超えている。「A」: 困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。「B」: 目標の水準を満たしている(「A」に該当する事項を除く)。「C」: 目標の水準を満たしていない(「D」に該当する事項を除く)。「D」: 目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む抜本的な業務の見直しが必要。

自己評価 : B

【自己評価の理由】

- 2020年度のKPIの実績: 高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合 78.0% (対計画値 97.5%)
職務上の上乗せ給付等の勧奨に占める申請割合 81.7% (対計画値106.0%)
 - i) 高額療養費の申請勧奨
 - 高額療養費が未申請の方に対し、2,245件の申請勧奨を行った結果、2021年5月末時点で1,713件の提出があり、提出率は元年度を1.0ポイント上回る76.3%なった。
 - ii) 限度額適用認定証の使用促進(KPI: 80%)
 - 高額療養費の支給決定通知書に制度利用チラシを同封し、限度額適用認定証の利用を促進した。また、医療機関の窓口に限度額適用認定申請書を設置していただく取組を進め、2020年度は新たに30の医療機関の窓口に設置し累計106医療機関となった。
 - iii) 職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付等の申請勧奨(KPI: 77.1%)
 - 厚生労働省からのデータの提供を基に、休業手当金等の申請勧奨を実施した。また、休業手当金の申請率向上のため、2020年12月より本人に申請勧奨を行うと同時に、船舶所有者に対しても案内文書を送付し、船舶所有者からも本人に申請を促すよう依頼した。
 - iv) 下船後の療養補償に関する周知
 - 下船後の療養補償に関する制度周知を図るため、記載例にフローチャートを追加し、適正利用の促進を図った。また、未提出に対しては、被保険者や船舶所有者への督促や医療機関等へ提出確認を行うとともに、不備返戻が多かった船舶所有者については個別に注意喚起を行った。
- 以上、①KPIの1項目について達成したこと、②高額療養費の申請勧奨が前年度を上回る提出率となったこと、③限度額適用認定申請書の設置医療機関についても更なる拡充を図ったこと、④下船後の療養補償に関する適正化を図ったこと等、新型コロナウイルス感染症拡大による影響があるなかで制度の利用促進を図ることができたことから、目標水準を満たしているとして、自己評価を「B」とする。

(KPIの達成状況)

- ・高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合80%以上 78.0% (対前年度比2.3ポイント減)
- ・職務上の上乗せ給付等の勧奨に占める申請割合77.1%以上 81.7% (対前年度比4.6ポイント増)

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

⑥ 制度の利用促進

【事業計画の達成状況】

i) 高額療養費の申請勧奨(事業報告書 P18)

- 未申請の方に対しては、申請漏れを防止するため、「ターンアラウンド方式」によりあらかじめ請求月等の必要事項を記載した高額療養費支給申請書を送付した。
- 2020年度は2,245件の申請勧奨を実施した結果、2021年5月末時点で1,713件の提出があり、提出率は2019年度を1.0%ポイント上回る76.3%となった。

ii) 限度額適用認定証の使用促進(事業報告書 P19)

- 制度説明のチラシを作成し、高額療養費の支給決定通知書に同封したほか、関係団体の機関誌等に掲載していただいた。
- 限度額適用認定申請書や制度案内のチラシ等を医療機関の窓口を設置していただく取組も進めており、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に配慮しながら、新たに30の医療機関の窓口を設置していただいた。
- このような取り組みを行ったが、新型コロナウイルス感染症拡大による受診動向の変化などによって入院件数が減少したこと等により、限度額適用認定証の交付枚数は2019年度を469枚下回る4,189枚となった。また、限度額適用認定証の使用割合についても、2019年度を2.3%ポイント下回る78.0%となった。

iii) 職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付等の申請勧奨(事業報告書 P21)

- 厚生労働省から、毎月、支給に必要な労災保険給付の受給者情報の提供を受け、当該情報を活用し、支給の決定及び未申請者に対する申請勧奨を行った。
- また、これらの給付に併せて支給される休業特別支給金、障害特別支給金、遺族特別支給金及び経過的特別支給金についても同様に申請勧奨を行った。休業手当金は、2020年12月からは本人に申請勧奨を行うと同時に、船舶所有者にも案内文書を送付し、船舶所有者からも本人に申請を促すよう依頼した。
- このような取組の結果、2020年度に申請勧奨を行った休業手当金215件のうち、2021年3月末時点で152件の申請があり、申請割合は2019年度を6.8%ポイント上回る70.7%となった。また、休業手当金以外の申請割合は2019年度を2.3%ポイント上回る85.7%となった。職務上の上乗せ給付等全体の申請割合は、2019年度を4.6%ポイント上回る81.7%となった。

iv) 下船後の療養補償に関する周知(事業報告書 P22)

- 療養補償証明書の用紙に設けている記載例に、傷病が制度の対象となるかどうかを質問に沿って確認できるフローチャートを追加し、適正利用の促進を図った。
- 船員保険部に未提出の場合には、被保険者及び船舶所有者への督促等を行うとともに、医療機関には証明書が提出されているか確認を行っている。2020年度は被保険者に407件の督促、船舶所有者に564件の確認、医療機関等に541件の確認を行った。

全国健康保険協会業績評価シート

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

⑥ 制度の利用促進

〈上乗せ給付等の申請勧奨実績〉（事業報告書 P21）

【単位：件】

| | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 休業手当金 | 286 | 251 | 266 | 238 | 215 |
| 障害年金等 | 108 | 84 | 98 | 105 | 99 |
| 遺族年金等 | 8 | 13 | 3 | 9 | 12 |
| 休業特別支給金 | 402 | 300 | 317 | 307 | 355 |
| 障害特別支給金 | 33 | 25 | 22 | 26 | 39 |
| 遺族特別支給金 | 4 | 12 | 4 | 4 | 14 |
| 経過的特別支給金(障害) | 41 | 40 | 29 | 44 | 46 |
| 経過的特別支給金(遺族) | 4 | 15 | 9 | 5 | 16 |

〈上乗せ給付等の申請勧奨実績〉

| | | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|--------------|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 休業特別支給金 | 件数 | 539 | 517 | 526 | 478 | 586 |
| | 金額 | 92 | 66 | 56 | 64 | 92 |
| 障害特別支給金 | 件数 | 79 | 110 | 105 | 111 | 133 |
| | 金額 | 23 | 27 | 22 | 35 | 44 |
| 遺族特別支給金 | 件数 | 200 | 220 | 250 | 261 | 286 |
| | 金額 | 18 | 29 | 18 | 18 | 24 |
| 経過的特別支給金(障害) | 件数 | 39 | 44 | 24 | 42 | 42 |
| | 金額 | 22 | 27 | 20 | 22 | 39 |
| 経過的特別支給金(遺族) | 件数 | 2 | 18 | 10 | 4 | 15 |
| | 金額 | 3 | 52 | 26 | 12 | 24 |

注1)「休業特別支給金、障害特別支給金及び遺族特別支給金」は、労災保険の給付を補完するため、労災保険の休業補償給付、障害補償年金及び遺族補償年金等の算定における給付基礎日額を月額換算した額が船員保険の標準報酬月額より1等級以上低い場合など、一定の要件に該当する場合に支給するもの。

注2)「経過的特別支給金」は、労災保険の給付を補完するため、障害補償年金や遺族補償年金等の労災保険の給付を受けられる方で災害発生前1年間に於いて特別給与(賞与等)が支給されていないなど、一定の要件に該当する場合に支給するもの。

注3)この他に毎月勤労統計調査に伴う追加給付として、元年度に約112百万円の支払いを行った。

※ 厚生労働省から、毎月、申請勧奨及び支給に必要な労災保険給付の受給者情報の提供を受けているが、22年1月から24年8月までの間における受給者情報については26年6月に一括で提供を受け、27年8月までに勧奨したことから、27年度の申請勧奨件数は、28年度以降と比較して多い。

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

⑦ 福祉事業の効果的な実施

事業計画

- 船員労働の特殊性等を踏まえ、船員の健康と生命の安全を守る上で重要な役割を果たす無線医療助言事業及び洋上救急医療援護事業について、外部委託機関と連携を図り、円滑かつ着実に実施する。無線医療助言事業については、その質の向上を図るための取組を併せて実施する。
- 保養事業について、船員のニーズ等を踏まえたきめ細やかな事業実施を通じ、加入者等の福利厚生の上昇を図るため、利用者数の増加に向けた広報を行うとともに、加入者の利便性の向上のための必要な見直しを行う等により、利用者の拡大を図りつつ、円滑かつ着実に実施する。

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】「S」: 困難度を高く設定した目標について、目標の水準を大幅に超えている。「A」: 困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。「B」: 目標の水準を満たしている(「A」に該当する事項を除く)。「C」: 目標の水準を満たしていない(「D」に該当する事項を除く)。「D」: 目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む抜本的な業務の見直しが必要。

自己評価 : B

【自己評価の理由】

- 無線医療助言事業については、独立行政法人地域医療機能推進機構(横浜保土ヶ谷中央病院及び東京高輪病院)に委託し、また、洋上救急医療援護事業については、公益社団法人日本水難救済会に委託して、円滑かつ着実に実施した。
- 旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業については、新たに旅行代理店と契約を行い、インターネットのみで利用手続きが完了できるようになった。
- 以上のことから、①無線医療助言事業や洋上救急医療援護事業について、円滑かつ着実に実施したこと、②旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業について着実な進展がみられることから、目標水準を満たしているとして、自己評価は「B」とする。

全国健康保険協会業績評価シート

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

⑦ 福祉事業の効果的な実施

【事業計画の達成状況】(事業報告書 P24)

i) 無線医療助言事業及び洋上救急医療援護事業の円滑かつ着実な実施

- 2020年度は、無線医療助言事業の質の向上を図るため、委託先2病院の事務担当者から、受付などの流れについてヒアリングを行った。
- 日本水難救済会が船舶所有者や船員向けに作成している洋上救急の概要を記載したパンフレットの記載を見直すよう働きかけを行った。
- 海上労働の特殊性や医療へのアクセスが制限されている船員にとっての当事業の重要性等をまとめた資料を委託先2病院に提供し、院内の研修等で医師などに配布していただくよう依頼した。

ii) 保養事業の利用促進

- 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言の発令によって、都道府県をまたぐ移動の自粛が求められ、利用者増加に向けた広報についての実施を控えたことも要因となり、全体の利用数は2019年度と比べて減少した。
- 旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業については、今後を見据えた加入者の利便性向上のため、2020年度、新たにインターネットのみで手続きが行える旅行代理店と契約した。

〈福祉事業の実績〉

| | | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2019年度比 |
|----------------------|-------|--------|--------|--------|---------|
| 無線医療助言事業（通信数） | | 1,060 | 1,140 | 1,045 | ▲95 |
| ： 横浜保土ヶ谷中央病院 | | 741 | 762 | 522 | ▲240 |
| ： 東京高輪病院 | | 319 | 378 | 523 | 145 |
| 洋上救急医療援護事業 | 出動件数 | 21 | 26 | 15 | ▲11 |
| 保養事業 | 利用宿泊数 | 12,556 | 12,301 | 10,776 | ▲1,525 |
| | 入浴利用数 | 18,395 | 18,673 | 12,184 | ▲6,489 |
| 契約保養施設利用補助事業 | 利用宿泊数 | 1,587 | 2,010 | 1,865 | ▲145 |
| 旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業 | 利用者数 | 938 | 1,040 | 425 | ▲615 |
| | 利用宿泊数 | 1,544 | 1,704 | 559 | ▲1,145 |

全国健康保険協会業績評価シート

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

⑧ サービス向上のための取組

事業計画

- 加入者等のご意見や苦情等を迅速に業務に反映するよう、お客様満足度調査を実施し、いただいたご意見等を踏まえ、更なるサービス向上を図る。

【KPI】

- お客様満足度について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする(KPI:90.2%)

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】「S」: 困難度を高く設定した目標について、目標の水準を大幅に超えている。「A」: 困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。「B」: 目標の水準を満たしている(「A」に該当する事項を除く)。「C」: 目標の水準を満たしていない(「D」に該当する事項を除く)。「D」: 目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む抜本的な業務の見直しが必要。

自己評価 : B

【自己評価の理由】

- 2020年度のKPIの実績:お客様満足度 90.2%(対計画値100%)

- お客様満足度調査の結果を踏まえ、給付金の支払い時期について、申請された方のうち、照会や返信によって支給決定までにお時間を要する場合は、お知らせ文書を送付するよう改善した(2020.6)。また、新たにインターネットのみで手続きが行える旅行代理店と契約し改善した(2020.12)。

- 以上、お客様満足度は90.2%とKPIは対計画値100%以上を達成したことから、目標水準を満たしているとして、自己評価を「B」とする。

全国健康保険協会業績評価シート

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

⑧ サービス向上のための取組

【事業計画の達成状況】(事業報告書 P25)

○ 疾病任意継続保険に加入する方、傷病手当金・高額療養費の支給を行った方、限度額適用認定証を発行した方、旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業の利用申込をした方に対し、アンケートはがきによるお客様満足度調査を実施した。

〈お客様満足度調査※1の結果〉

| | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|---------------------------------|--------|--------|--------|
| 保険証を送付した疾病任意継続の方 | 75.3% | 77.6% | 82.9% |
| 傷病手当金・高額療養費の支給決定通知書を送付した方※2 | 89.8% | 91.2% | 92.5% |
| 限度額適用認定証を送付した方※3 | - | 94.4% | 94.5% |
| 旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業の利用申込をした方※3 | - | 98.2% | 94.1% |

※1 「満足度」とは、船員保険部の対応についての満足度を0(不満)～5(満足)までの6肢から選択し、そのうち3～5のいずれかと回答した方の割合

※2 2018年度と2019年度以降では質問内容が異なるため、2018年度の満足度については「サービス全体としての満足度」の結果を記載

※3 限度額適用認定証を送付した方、旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業の利用申込をした方については、2019年度から調査を実施した

※4 回収率は約30.1%(送付数7,230人、回答数2,174人)

○ お客様満足度調査において、いただいたご意見を踏まえ、以下の対応を行った。

| ご意見 | 対応 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 傷病手当金や高額療養費の支払い時期を知りたい | <ul style="list-style-type: none"> 傷病手当金等の支払い時期については、申請された方のうち、照会や返戻によって支給決定までにお時間を要する場合は、お知らせ文書を送付するよう改善した |
| <ul style="list-style-type: none"> 旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業の利用にあたっての手続きをインターネットからできるようにしてほしい | <ul style="list-style-type: none"> 新たにインターネットのみで手続きが行える旅行代理店と契約した |

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

⑨ 健全な財政運営

事業計画

- 中長期的な視点から、船員保険財政の健全な運営に努めるとともに、加入者や船舶所有者に対して、財政状況等に関する情報発信を行う。

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】「S」: 困難度を高く設定した目標について、目標の水準を大幅に超えている。「A」: 困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。「B」: 目標の水準を満たしている(「A」に該当する事項を除く)。「C」: 目標の水準を満たしていない(「D」に該当する事項を除く)。「D」: 目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む抜本的な業務の見直しが必要。

自己評価 : B

【自己評価の理由】

- 2026年度までの黒字基調の中期的収支のもとにおいて、被保険者数や標準報酬月額の今後の動向に加え、**新型コロナウイルス感染症の影響を勘案し、保険料率を設定した。(2020年度と同率)**
- **船員保険の決算状況等について、すべての被保険者及び船舶所有者に対し「船員保険通信」によって情報提供するとともに、ホームページにより情報発信した。**
- 以上のことから、目標水準を満たしているとして、自己評価は「B」とする。

全国健康保険協会業績評価シート

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

⑨ 健全な財政運営

【事業計画の達成状況】(事業報告書 P25～33)

○ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた議論を行っていただくため、被保険者数、平均標準報酬月額、医療費の動向のほか、中期的収支見通しについては例年の試算に加え、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した試算を新たに2つ作成した。

1) 疾病保険部門の財政収支及び疾病保険料率について

- いずれの試算においても、保険料収入の伸びの減少と高齢化の進展による医療費の増加により、単年度の黒字額は年々縮小する見通しとなること
- さらには医療技術の進歩、高額な新薬の保険適用等による医療費の増加等によっても支出が増加する可能性があること
- 我が国の経済状況が新型コロナウイルス感染症拡大前の水準に戻るには、2～3年を要するとされているが、回復が遅れる可能性もあることを事務局より留意事項として説明し、中長期的な観点から、より慎重な財政運営を行うこととし、2021年度の保険料率は10.10% (据え置き)に設定することとした。

I- (1) 令和5年度以降、経済状況が回復に転じると仮定したケース

(単位:百万円)

| 区 分 | | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-------------------------|-----------|----------|----------|----------|----------|--------|
| 収 入 | 保 険 料 収 入 | 30,636 | 31,027 | 31,382 | 31,811 | 31,669 |
| | 国 庫 補 助 等 | 2,940 | 2,940 | 2,940 | 2,940 | 2,940 |
| | そ の 他 | 1,335 | 1,022 | 707 | 391 | 692 |
| | 計 | 34,911 | 34,989 | 35,029 | 35,142 | 35,301 |
| 支 出 | 保 険 給 付 費 | 20,839 | 21,052 | 21,202 | 21,310 | 21,367 |
| | 拠 出 金 等 | 10,380 | 10,371 | 10,408 | 10,543 | 10,682 |
| | 業 務 経 費 等 | 858 | 857 | 857 | 856 | 854 |
| | 計 | 32,077 | 32,280 | 32,466 | 32,708 | 32,902 |
| 単 年 度 収 支 差 | | 2,834 | 2,709 | 2,563 | 2,434 | 2,399 |
| 準 備 金 残 高 | | 43,133 | 44,894 | 46,824 | 48,940 | 50,720 |
| 被保険者保険料負担軽減分 | | 2,517 | 1,569 | 936 | 618 | - |
| (基礎係数) | | | | | | |
| 被 保 険 者 数 | 56,600人 | 56,700人 | 56,700人 | 56,700人 | 56,800人 | |
| (対前年伸び率) | 0.0% | 0.2% | 0.0% | 0.0% | 0.2% | |
| 加 入 者 数 | 114,000人 | 113,000人 | 113,000人 | 112,000人 | 111,000人 | |
| (対前年伸び率) | ▲ 1.1% | ▲ 0.9% | 0.0% | ▲ 0.9% | ▲ 0.9% | |
| 平 均 標 準 報 酬 月 額 | 414,000円 | 414,000円 | 415,000円 | 416,000円 | 418,000円 | |
| (対前年伸び率) | ▲ 1.0% | 0.0% | 0.2% | 0.2% | 0.5% | |
| 汽 船 | 435,000円 | 437,000円 | 439,000円 | 442,000円 | 444,000円 | |
| (対前年伸び率) | ▲ 0.3% | 0.5% | 0.5% | 0.7% | 0.5% | |
| 海 船 | 369,000円 | 363,000円 | 356,000円 | 351,000円 | 347,000円 | |
| (対前年伸び率) | ▲ 3.2% | ▲ 1.6% | ▲ 1.9% | ▲ 1.4% | ▲ 1.1% | |
| 加 入 者 1 人 当 り 医 療 給 付 費 | 156,000円 | 159,000円 | 162,000円 | 164,000円 | 166,000円 | |
| (対前年伸び率) | ▲ 0.1% | 1.9% | 1.9% | 1.2% | 1.2% | |

全国健康保険協会業績評価シート

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

⑨ 健全な財政運営

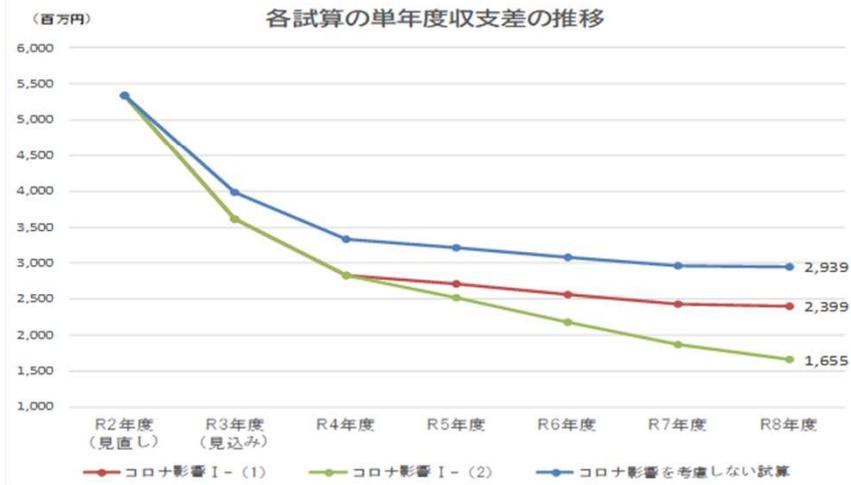
【事業計画の達成状況】(事業報告書 P25～33)

I- (2) 令和8年度まで経済状況が回復に転じないと仮定したケース

(単位:百万円)

| 区 分 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 取 入 | | | | | |
| 保険料収入 | 30,636 | 30,749 | 30,824 | 30,971 | 30,514 |
| 国庫補助等 | 2,940 | 2,940 | 2,940 | 2,940 | 2,940 |
| その他 | 1,335 | 1,013 | 694 | 381 | 719 |
| 計 | 34,911 | 34,702 | 34,458 | 34,293 | 34,173 |
| 支 出 | | | | | |
| 保険給付費 | 20,839 | 21,031 | 21,160 | 21,247 | 21,284 |
| 拠出金等 | 10,380 | 10,300 | 10,263 | 10,322 | 10,381 |
| 業務経費等 | 858 | 857 | 856 | 855 | 854 |
| 計 | 32,077 | 32,189 | 32,280 | 32,424 | 32,519 |
| 単年度収支差 | 2,834 | 2,513 | 2,178 | 1,868 | 1,655 |
| 準備金残高 | 43,133 | 44,707 | 46,263 | 47,822 | 48,830 |
| 被保険者保険料負担軽減分 | 2,517 | 1,578 | 956 | 647 | - |

(基礎係数)



II: 新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮しない試算

(単位:百万円)

| 区 分 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 取 入 | | | | | |
| 保険料収入 | 31,294 | 31,712 | 32,095 | 32,554 | 32,534 |
| 国庫補助等 | 2,940 | 2,940 | 2,940 | 2,940 | 2,940 |
| その他 | 1,363 | 1,044 | 722 | 399 | 604 |
| 計 | 35,597 | 35,696 | 35,757 | 35,894 | 36,078 |
| 支 出 | | | | | |
| 保険給付費 | 20,862 | 21,077 | 21,228 | 21,337 | 21,396 |
| 拠出金等 | 10,542 | 10,543 | 10,591 | 10,739 | 10,889 |
| 業務経費等 | 859 | 858 | 857 | 856 | 855 |
| 計 | 32,264 | 32,479 | 32,677 | 32,933 | 33,140 |
| 単年度収支差 | 3,333 | 3,217 | 3,080 | 2,961 | 2,939 |
| 準備金残高 | 43,960 | 46,208 | 48,641 | 51,277 | 53,686 |
| 被保険者保険料負担軽減分 | 2,471 | 1,502 | 855 | 530 | - |

(基礎係数)

| | | | | | |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 平均標準報酬月額 | 423,000円 | 424,000円 | 425,000円 | 426,000円 | 428,000円 |
| (対前年伸び率) | 0.1% | 0.1% | 0.3% | 0.3% | 0.4% |
| 汽船 | 443,000円 | 445,000円 | 449,000円 | 452,000円 | 455,000円 |
| (対前年伸び率) | 0.6% | 0.5% | 0.7% | 0.6% | 0.7% |
| 漁船 | 380,000円 | 373,000円 | 367,000円 | 361,000円 | 357,000円 |
| (対前年伸び率) | ▲1.9% | ▲1.8% | ▲1.7% | ▲1.5% | ▲1.3% |

※平均標準報酬月額以外の基礎係数はI- (1) と同様。

全国健康保険協会業績評価シート

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

⑨ 健全な財政運営

【事業計画の達成状況】(事業報告書 P30～33)

2) 災害保健福祉保険料率について

○ 現時点では、現行の保険料率を据え置いた場合、2021年度以降、単年度収支は赤字が見込まれた。

○ しかしながら、災害保健福祉保険部門については一定の準備金を保有していることから、2021年度の保険料率は、2020年度と同率で据え置くこととした。

○ 災害保健福祉保険分

【災害保健福祉保険料率:1.05%】

(単位:百万円)

| 区 分 | | 令和元年度 (決算) | 令和2年度 (R2.12時点の見直し) | 令和3年度 (R2.12時点の見込み) | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------|--------------|---------------|------------------------|------------------------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 入 | 保険料収入 | 3,397 | 3,207 | 3,288 | 3,264 | 3,310 | 3,317 | 3,332 | 3,353 |
| | 国庫補助等 | 38 | 13 | 12 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 |
| | 福祉医療機構国庫納付金等 | 151 | 748 | 83 | 86 | 75 | 66 | 58 | 51 |
| | 雑収入等 | 17 | 17 | 16 | 17 | 17 | 17 | 17 | 18 |
| | 計 | 3,603 | 3,986 | 3,398 | 3,375 | 3,411 | 3,409 | 3,417 | 3,431 |
| 支 出 | 保険給付費 | 1,869 | 1,676 | 1,872 | 1,880 | 1,875 | 1,867 | 1,858 | 1,848 |
| | 保険給付等業務経費 | 28 | 35 | 40 | 40 | 40 | 40 | 40 | 40 |
| | レセプト業務経費 | 0 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 保健事業経費 | 735 | 921 | 1,095 | 1,095 | 1,095 | 1,095 | 1,095 | 1,095 |
| | 福祉事業経費 | 458 | 460 | 511 | 511 | 511 | 511 | 511 | 511 |
| | その他業務経費 | 6 | 12 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| | 一般管理費 | 489 | 596 | 932 | 932 | 932 | 932 | 932 | 932 |
| | 雑支出等 | 8 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 |
| 計 | 3,594 | 3,713 | 4,471 | 4,479 | 4,474 | 4,465 | 4,456 | 4,447 | |
| 単年度収支差 | 9 | 273 | ▲1,072 | ▲1,104 | ▲1,063 | ▲1,056 | ▲1,039 | ▲1,016 | |
| 準備金残高 | 18,776 | 19,049 | 17,977 | 16,873 | 15,810 | 14,755 | 13,715 | 12,699 | |

(注) 端数処理のため、計数が整合しない場合がある。

令和3年度業務経費及び一般管理費については暫定値であり、3月の協会予算決定までに必要な見直しを行う。

【基礎係数】

| | | | | | | | | |
|---------------------------|------------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 被 保 険 者 数 (対前年伸び率) | 58,913人 0.1% | 58,350人 ▲1.0% | 58,324人 0.0% | 58,300人 0.0% | 58,500人 0.3% | 58,400人 ▲0.2% | 58,500人 0.2% | 58,500人 0.0% |
| 平均標準報酬月額 (対前年伸び率) | 421,117円 0.7% | 420,889円 ▲0.1% | 418,051円 ▲0.7% | 414,000円 ▲1.0% | 414,000円 0.0% | 416,000円 0.5% | 417,000円 0.2% | 419,000円 0.5% |
| 被保険者1人当り医療給付費 (対前年伸び率) | 26,391円 ▲4.5% | 23,130円 ▲12.4% | 26,333円 13.9% | 26,000円 ▲1.3% | 26,000円 0.0% | 26,000円 0.0% | 25,000円 ▲3.8% | 25,000円 0.0% |

※被保険者数には、疾病任意継続被保険者、独立行政法人等被保険者及び後期高齢者医療被保険者を含まない。

全国健康保険協会業績評価シート

3. 船員保険

(1) 基盤的保険者機能関係

⑨ 健全な財政運営

【事業計画の達成状況】(事業報告書 P25)

3) 介護保険料率について

○ 介護保険料率については、年末に国から示される介護納付金の額を船員保険の介護保険第2号被保険者の総報酬額で除すことにより機械的に算出する仕組みとなっている。その結果、2021年度の介護保険料率は1.92% (2020年度より0.15%増加)と決定した。

船員保険の収支見込み(介護保険分)

(単位:百万円)

| | | 令和元年度 (決算) | 令和2年度 (R2.12時点の見直し) | 令和3年度 (R2.12時点の見込み) | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|----------------|----------------|------------------------|------------------------|--|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|---------------|---------------|----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 収 入 | 保 険 料 収 入 | 2,987 | 3,110 | 3,374 | 介護保険料率: 1.92% 【令和3年度 基礎係数】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 国 庫 補 助 等 | 38 | - | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | そ の 他 | - | - | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 計 | 3,025 | 3,110 | 3,374 | 被保険者数 27,744人(▲2.6%) 平均標準報酬月額 475,189円(▲0.5%) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支 出 | 介 護 納 付 金 | 3,179 | 3,134 | 3,207 | ※1: 疾病任意継続被保険者を含んでいる。 ※2: ()内は対前年度比 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 雑 支 出 | - | - | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 計 | 3,179 | 3,134 | 3,207 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 単 年 度 収 支 差 | | ▲ 154 | ▲ 24 | 168 | (参考) 介護保険料率の推移 (単位: %) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 準 備 金 残 高 | | ▲ 144 | ▲ 168 | 0 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>2010 (平成22)</th> <th>2011 (平成23)</th> <th>2012 (平成24)</th> <th>2013 (平成25)</th> <th>2014 (平成26)</th> <th>2015 (平成27)</th> <th>2016 (平成28)</th> <th>2017 (平成29)</th> <th>2018 (平成30)</th> <th>2019 (令和1)</th> <th>2020 (令和2)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料率</td> <td>1.47</td> <td>1.62</td> <td>1.73</td> <td>1.63</td> <td>1.71</td> <td>1.67</td> <td>1.68</td> <td>1.59</td> <td>1.61</td> <td>1.61</td> <td>1.77</td> </tr> </tbody> </table> | 年度 | 2010 (平成22) | 2011 (平成23) | 2012 (平成24) | 2013 (平成25) | 2014 (平成26) | 2015 (平成27) | 2016 (平成28) | 2017 (平成29) | 2018 (平成30) | 2019 (令和1) | 2020 (令和2) | 料率 | 1.47 | 1.62 | 1.73 | 1.63 | 1.71 | 1.67 | 1.68 | 1.59 | 1.61 | 1.61 | 1.77 |
| 年度 | 2010 (平成22) | 2011 (平成23) | 2012 (平成24) | 2013 (平成25) | 2014 (平成26) | 2015 (平成27) | 2016 (平成28) | 2017 (平成29) | 2018 (平成30) | 2019 (令和1) | 2020 (令和2) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 料率 | 1.47 | 1.62 | 1.73 | 1.63 | 1.71 | 1.67 | 1.68 | 1.59 | 1.61 | 1.61 | 1.77 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

3. 船員保険

(2) 戦略的保険者機能関係

① 特定健康診査等の推進

事業計画

- 健診受診率の向上のため、健診受診の必要性等に関する広報を行うとともに、健診実施機関を拡充する。
- 健診実施機関がない地域での健診受診の機会を確保するため、健診車を活用した巡回健診を拡充する。
- 国土交通省と連携し、生活習慣病予防健診を受診しなかった被保険者について、船員手帳健康証明書データの収集強化を図る。
- 被扶養者の健診受診率の向上を図るため、地方自治体や支部と連携したがん検診との同時受診を推進する。

【KPI】

- 生活習慣病予防健診受診率を44%以上とする
- 船員手帳健康証明書データ取得率を30%以上とする
- 被扶養者の特定健診受診率を26%以上とする

全国健康保険協会業績評価シート

3. 船員保険

(2) 戦略的保険者機能関係

① 特定健康診査等の推進

- 自治体との連携、協会けんぽの支部との連携、巡回健診の活用等により被扶養者の健診受診率の向上を図った。
 - ※ 被保険者の生活習慣病予防健診受診者数 15,133人（対前年度比▲521人）
 - 船員手帳健康証明データ取得数 8,807件（対前年度比▲396件）
 - 被扶養者の特定健診受診者数 4,969人（対前年度比▲352人）
 - 健診実施機関数 441機関（対前年度比20機関増）

- 以上、各KPIは対計画値80%以上100%未満であったが、長期乗船により健診の受診機会がそもそも限定されていることに加えて、2020年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために健診を一時中止し、加入者の健診受診機会が減少した等の影響を踏まえると概ね達成している。目標において困難度が「高」とされていることから、自己評価は「A」とする。

【事業計画の達成状況】

i) 受診勧奨及び健診実施機関の拡充(事業報告書 P37)

- 年度初めに、生活習慣病予防健診の受診券と健診案内パンフレットを対象となる被保険者とその被扶養者の方に送付した。
（送付数：被保険者39,432人・その被扶養者20,307人、疾病任意継続被保険者2,557人・その被扶養者1,545人、合計63,841人）
- 未受診者に対して2020年11月に受診勧奨を行ったが、行動科学の知見を活用し、案内物を封書ではなく、圧着はがきでお送りすることで、受け取った加入者が開封して中身を読みたくなるような工夫を施した。
（送付数：被保険者28,762人、被扶養者18,955人、合計47,717人）
- 受診環境を整え利便性を高めるため、地方運輸局の指定を受け船員手帳の健康証明を行うことができる医療機関等に対して、船員保険の生活習慣病予防健診実施機関となっていただくよう電話勧奨等を実施した。

〈生活習慣病予防健診等実施機関の契約状況〉

※件数は年度末時点

| | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 生活習慣病予防健診実施機関 | 244 | 262 | 365 | 421 | 441 |
| 総合健診実施機関 | 128 | 134 | 198 | 226 | 237 |
| 特定保健指導実施機関 | 99 | 101 | 151 | 171 | 179 |

3. 船員保険

(2) 戦略的保険者機能関係

① 特定健康診査等の推進

【事業計画の達成状況】

ii) 巡回健診を活用した利便性の向上(事業報告書 P38)

- 被保険者の乗船スケジュールに合わせて、漁業協同組合等を中心に健診車を使用した巡回健診を実施するとともに、被扶養者が利用しやすいように駅周辺等でも巡回健診を実施した。2020年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言の発令によって、2020年4月から2020年5月に予定していた巡回健診の実施を延期したが、他の月に振り替えるなどの対応を行うことで受診機会の確保に努めるとともに、加入者が多く居住している高知県土佐清水市で新たに巡回健診を実施した。
- 加入者及び船舶所有者のニーズを踏まえた巡回健診の拡充を図る観点から、これまで巡回健診を利用したことのない船舶所有者等に対し、利用希望などに関するアンケートを実施した。

〈巡回健診の実施状況〉

| | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 実施回数 | 346回 | 338回 | 331回 | 339回 | 320回 |
| 受診者数 | 8,601人 | 8,531人 | 9,132人 | 9,147人 | 8,417人 |

iii) 船員手帳の健康証明書データの取得(事業報告書 P38)

- 2020年度は、2020年11月に3,185の船舶所有者に対し、生活習慣病予防健診を受診されなかった被保険者の船員手帳の健康証明書データの提供を依頼する文書を送付し、その後、2021年3月に文書による再依頼と電話による提出勧奨を行った。
- 国土交通省海事局に依頼し、国土交通省から船員手帳の健康証明書データを全国健康保険協会船員保険部に提出するよう、関係団体宛に事務連絡を発出していただいた。

iv) 被扶養者に対する取組(事業報告書 P39)

- 被扶養者の特定健康診査受診の利便性の向上を目的として、被扶養者が多く居住している自治体(むつ市、長門市、萩市)と連携し、がん検診と特定健康診査を同時に受診できるようするとともに、協会けんぽの各支部が主催する集団健診に船員保険の被扶養者も受診できるよう調整を行っており、2020年度は、青森支部、大分支部、長崎支部に加え、新たに岩手支部、愛媛支部とも調整を行い、岩手県宮古市、愛媛県今治市及び松山市にお住いの船員保険の被扶養者に対し、受診案内を送付した。

3. 船員保険

(2) 戦略的保険者機能関係

② 特定保健指導の実施率の向上

事業計画

- 保健指導実施率の向上を図るため、健診実施機関に対し、健診、保健指導を一貫して行うことができる初回面談の分割実施を働きかける等の取組を行う。
- 加入者に対し、健診結果に応じた特定保健指導の利用勧奨を実施する。

【KPI】

- ① 被保険者の特定保健指導実施率を22%以上とする
- ② 被扶養者の特定保健指導実施率を16%以上とする

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】「S」: 令和2年度計画を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(対計画値120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は、対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。「A」: 令和2年度計画を上回る成果が得られていると認められる(対計画値120%以上、又は、対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。「B」: 令和2年度計画を達成していると認められる(対計画値100%以上、又は、対計画値80%以上100%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。「C」: 令和2年度計画を下回っており、改善を要する(対計画値80%以上100%未満、又は対計画値80%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。「D」: 令和2年度計画を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める(対計画値80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他必要な措置を講ずることを命じる必要があると認めた場合)。

自己評価 : B

【困難度: 高】

【困難度の理由】

- 特定保健指導に結び付けるには、健診当日の初回面談(分割)実施が有効であるが、被保険者(船員)の保健指導対象者のうち約50%が保健指導の案内が健診受診日以後となる船員手帳健康証明のデータ提出者となっている。一定期間を海上で過ごす船員の働き方の特殊性からも後日特定保健指導を行うことは極めて困難である。

【自己評価の理由】

- 2020年度のKPIの実績: 被保険者の特定保健指導実施率 11.0%(対計画値50.0%)
被扶養者の特定保健指導実施率 20.7%(対計画値129.4%)
- 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言の発令により4、5月の間、対面による保健指導を一時的に中止したが、宣言解除後、感染防止対策を徹底したうえで着実に特定保健指導の推進を図った。
- 健診と併せて実施している健診機関に加えて、特定保健指導を全国で実施する外部事業者を活用し実施した。また、初回面談の分割実施を効率的に実施するため、巡回健診実施時に保健師等が同行するなどして、特定保健指導を当日に行うことにより実施者数の増加を図った。

全国健康保険協会業績評価シート

3. 船員保険

(2) 戦略的保険者機能関係

② 特定保健指導の実施率の向上

- 利用者の利便性向上や感染症拡大への配慮から、スマートフォン等のビデオ通話機能を活用したICT面談による保健指導の利用案内を積極的に行った。
- 保健指導対象者に、後述の健診結果に応じたオーダーメイド通知をお送りし、利用勧奨を行った。
 - ※ 被保険者の特定保健指導実施者数 1,027人(対前年度比221人増)
 - 被扶養者の特定保健指導実施者数 118人(対前年度比21人増)
- 以上、被保険者の特定保健指導実施率について、KPIは対計画値80%未満だが、**被扶養者についてはKPIを達成し(対計画値129.3%)**、かつ目標において困難度が「高」とされているため、自己評価を「B」とする。

【事業計画の達成状況】(事業報告書 P39)

- 特定保健指導については、健診と併せて実施している健診機関に加えて、特定保健指導を全国で実施する外部事業者を活用し実施した。
- 2020年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言の発令によって、2020年4月から2020年5月まで、対面による保健指導を一時的に中止したほか、宣言解除後も、感染防止対策を徹底したうえで保健指導を実施した。
- このような状況の中、加入者の利便性向上を図りながら特定保健指導を推進するため、巡回健診実施時に保健師等が同行するなどして、初回面談の分割実施の取組を進めるとともに、スマートフォン等のビデオ通話機能を活用したICT面談による保健指導の利用案内を積極的に行った結果、ICTを利用した特定保健指導の実施件数は、2019年度と比べて187件増の191件となった。

全国健康保険協会業績評価シート

3. 船員保険

(2) 戦略的保険者機能関係

② 特定保健指導の実施率の向上

【事業計画の達成状況】(事業報告書 P40)

| | | 2018年度 | | 2019年度 | | 2020年度 | | 2019年度比 | |
|-------------------------------|------------|--------------------------------------|-------|--------------------------------------|-------|--------------------------------------|-------|---------|-------|
| | | | 実施率 | | 実施率 | | 実施率 | 受診者数 | 実施率 |
| 生活習慣病予防健診 (被保険者) 40～74歳 | | [対象者] 36,418人 [受診者] 14,998人 | 41.2% | [対象者] 36,061人 [受診者] 15,654人 | 43.4% | [対象者] 35,617人 [受診者] 15,133人 | 42.5% | ▲521人 | ▲0.9% |
| 船員手帳健康証明書 データ取得率 40～74歳 | | [対象者] 36,418人 [受診者] 9,138人 | 25.1% | [対象者] 36,061人 [受診者] 9,203人 | 25.5% | [対象者] 35,617人 [受診者] 8,807人 | 24.7% | ▲396人 | ▲0.8% |
| 生活習慣病予防健診 (被保険者) 35～39歳 | | [対象者] 4,692人 [受診者] 2,269人 | 48.4% | [対象者] 4,732人 [受診者] 2,393人 | 50.6% | [対象者] 4,779人 [受診者] 2,328人 | 48.7% | ▲65人 | ▲1.9% |
| 特定健康診査 (被扶養者) 40～74歳 | | [対象者] 21,791人 [受診者] 5,441人 | 25.0% | [対象者] 21,201人 [受診者] 5,321人 | 25.1% | [対象者] 20,380人 [受診者] 4,969人 | 24.4% | ▲352人 | ▲0.7% |
| 特定保健指導 (被保険者) | 初回 面談 | [対象者] 9,039人 [受診者] 1,338人 | 14.8% | [対象者] 9,724人 [受診者] 1,636人 | 16.8% | [対象者] 9,357人 [受診者] 1,639人 | 17.5% | 3人 | 0.7% |
| | 3か月 後評価 | 762人 | 8.4% | 806人 | 8.3% | 1,027人 | 11.0% | 221人 | 2.7% |
| 特定保健指導 (被扶養者) | 初回 面談 | [対象者] 527人 [受診者] 97人 | 18.4% | [対象者] 548人 [受診者] 132人 | 24.1% | [対象者] 569人 [受診者] 156人 | 27.4% | 24人 | 3.3% |
| | 3か月 後評価 | 96人 | 18.2% | 97人 | 17.7% | 118人 | 20.7% | 21人 | 3.0% |

※1 生活習慣病予防健診を含む特定健診については、当該年度末時点の年齢要件に該当する加入者(独立行政法人等職員被保険者を除く。)を「(対象者)」とし、当該年度中に受診した者を「(受診者)」としている

全国健康保険協会業績評価シート

3. 船員保険

(2) 戦略的保険者機能関係

③ 加入者に対する支援

事業計画

- 生活習慣病の重症化予防を図るため、健診結果に応じたオーダーメイドの情報提供を通じて、医療機関への受診や特定保健指導の利用の勧奨を実施するとともに、加入者の健康に対する意識の向上を図る情報を提供する。
 - 禁煙支援に関する情報提供を実施するとともに、喫煙者に対し、実効性のあるオンライン禁煙プログラムを実施する。
 - 加入者の健康に対する意識の向上を図るため、ヘルスツーリズムを試行的に実施する。
- 【KPI】オンライン禁煙プログラム参加者におけるプログラム終了者を100人以上とする。(ただし、当該年度中にプログラムが終了した者)

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】「S」: 困難度を高く設定した目標について、目標の水準を大幅に超えている。「A」: 困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。「B」: 目標の水準を満たしている(「A」に該当する事項を除く)。「C」: 目標の水準を満たしていない(「D」に該当する事項を除く)。「D」: 目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む抜本的な業務の見直しが必要。

自己評価 : B

【困難度: 高】

【困難度の理由】

- コロナ禍における受診動向等の変化は、未受診者の受診率に影響を与えられ。また、オンライン禁煙プログラムのKPIの設定は、完了者ベースとしており、船員の乗船スケジュール等に左右されるため、後ろ倒しとならざるを得ない。

【自己評価の理由】

- 2020年度のKPIの実績: オンライン禁煙プログラム参加者における終了者 24人(対計画値24.0%)
- 健診結果に基づくオーダーメイドの情報提供リーフレットを配布し、医療機関への受診、特定保健指導の利用勧奨の実効性を高めた。**また、コロナ禍における加入者の受診動向の変化がある中において、送付後6か月以内で19.4%の方が医療機関を受診され、対前年度0.6%ポイントの減少にとどめた。**
- スマートフォンを活用したオンラインによる禁煙プログラムを実施した。また、健診受診時の問診で「喫煙している」と回答した加入者へ、喫煙習慣が自身や周囲の健康に及ぼす悪影響に関するリーフレットを送付する等参加者を積極的に募集した。参加者は182人となったが、年度途中からの募集だったことや参加者の乗船スケジュールの都合等により、プログラム終了者はKPIを下回る結果となった。

全国健康保険協会業績評価シート

3. 船員保険

(2) 戦略的保険者機能関係

③ 加入者に対する支援

- 加入者の健康づくりに関する啓発活動の一環として、ヘルスツーリズムを試行的に実施するための検討を行ったが、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ実施を見送った。

情報提供リーフレット送付者数： 11,952人(うち医療機関への受診勧奨1,388人、2021年3月末時点で13.8%の方が医療機関を受診)
オンライン禁煙プログラム参加者数： 182人 ⇒ プログラムを終了した24人のうち17人が禁煙成功(禁煙成功率70.8%)
※ 2021年4月以降もプログラム継続中の方は152人 禁煙リーフレット送付者数： 4,310人

- 以上、①オンライン禁煙プログラム参加者における終了者は24人とKPIは対計画値80%未満であるが、目標において困難度が「高」とされており、**4月以降もプログラム継続中の方は152人いること、②オーダーメイドの情報提供リーフレットを配布し医療機関への受診、特定保健指導の利用勧奨の実効性を高めたこと、③新型コロナウイルス感染症拡大のためヘルスツーリズムの施行実施を見送ったこと**から、目標水準を満たしているとして、自己評価は「B」とする。

【事業計画の達成状況】

i) 健診結果に応じたオーダーメイドの情報提供(事業報告書 P40)

- 健診結果に関心が低い方の意識・行動の変化につなげる有効な情報を提供するため、健診結果に基づくオーダーメイドの情報提供リーフレットを作成し、配付した。
- 2020年度は、2020年4月から2021年3月までの間に、生活習慣病予防健診や特定健診を受診された方、又は船員手帳健康証明書データ(証明日が2020年度中のもの)の提供があった方、合計11,952人に、5つの健康リスク(①すみやかに受診が必要、②継続して受診が必要、③特定保健指導が必要、④生活習慣の改善が必要、⑤健診結果に問題なし)に応じた情報提供を行った。
- 医療機関への受診勧奨を行った1,388人のうち、2021年3月末時点で13.8%にあたる191人について医療機関の受診が確認できた。

ii) 禁煙支援に関する情報提供等(事業報告書 P42)

- 2020年度は、6月から募集を行った結果、182人の方にプログラムにご参加いただいた。2021年3月末時点でプログラムが終了した方は24人。そのうち17人の方が禁煙に成功し、禁煙成功率は約70.8%で禁煙外来における禁煙成功率を上回る成果を上げることができた。
- 2020年度の外部委託費用約1.6百万円に対し、禁煙による年間の1人当たり医療費削減額を5万円(※1)と仮定すると、年間で1.5百万の医療費抑制効果が得られたことになる。
- 禁煙支援に関する情報提供として、健診受診時の問診で「喫煙している」と回答した4,310人に、喫煙習慣が自身や周囲の健康に及ぼす悪影響に関するリーフレットを送付するとともに、オンライン禁煙プログラムの周知

※1 厚生労働省科学研究費補助金(第3次対がん総合戦略研究事業)分担研究報告書「職域における効果的な禁煙支援法の開発と普及のための制度化に関する研究(平成18(2006)年4月)」を参考に仮定したもの

全国健康保険協会業績評価シート

3. 船員保険

(2) 戦略的保険者機能関係

③ 加入者に対する支援

iv) ヘルスツーリズムの試行的実施(事業報告書 P43)

○ 加入者の健康づくりに関する啓発活動の一環として、ヘルスツーリズム(※2)を試行的に実施するための検討を行いました。新型コロナウイルス感染症が拡大している状況を踏まえ、2020年度は見送ることとした。

※2ヘルスツーリズムとは、旅行など非日常的な楽しみの中で、健康増進・維持・回復・疾病予防に寄与する活動を行い、それらをきっかけに健康意識の醸成を促すことをいう。

3. 船員保険

(2) 戦略的保険者機能関係

④ 船舶所有者等に対する支援

事業計画

- 船舶所有者の自社船員の健康課題への認識を深めるため、船舶所有者単位の健康課題(血圧、脂質等のリスク保有率、特定保健指導実施率等)を見える化した情報を提供する。
- 特定保健指導の利用、生活習慣病対策やメンタルヘルス等に関する「出前健康講座」の受講、オンライン禁煙プログラムへの参加等、船員の健康づくりに関する積極的な取組を船舶所有者とともに推進する。
- 若年層のヘルスリテラシーの向上を図るため、船員養成校等に専門の講師を派遣し、特別講義を開催するなどの取組を行う。

【KPI】

協働する船舶所有者数を30社以上とする

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】「S」: 困難度を高く設定した目標について、目標の水準を大幅に超えている。「A」: 困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。「B」: 目標の水準を満たしている(「A」に該当する事項を除く)。「C」: 目標の水準を満たしていない(「D」に該当する事項を除く)。「D」: 目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む抜本的な業務の見直しが必要。

自己評価 : B

【困難度: 高】

【困難度の理由】

- 2019年度末に行った加入者アンケートによると、船舶所有者は船員の健康管理を個人に任せているため健康づくりに取り組んでいないとの回答が77.2%を占めており、そもそも自社船員の健康について関心が薄い。
- 船舶所有者と船員保険部が協働して船員の健康づくりに取り組むプロジェクト“S”を9月より開始し、訪問にてエントリーを勧奨する計画であったが、コロナ禍で訪問が出来なかった。また、船舶所有者においても、健康づくりの担当等はテレワークとなっているケースも見られ、文書による勧奨も困難であった。

【自己評価の理由】

- 2020年度のKPIの実績: 協働する船舶所有者数 3社(対計画値10.0%)
- 健診結果データ等から自社船員の健康課題等をわかりやすく可視化した「健康度カルテ」を、740の船舶所有者へ送付し自社船員の健康づくりへの動機付けを図った。同封したアンケートに回答した方のうち、約80%の船舶所有者が健康づくりの取組が必要だと感じていた。

3. 船員保険

(2) 戦略的保険者機能関係

④ 船舶所有者等に対する支援

- 船舶所有者と船員保険部が協働して船員の健康づくりに取り組むプロジェクト“S”を、船員保険の新たな取組として9月より開始し、船舶所有者等のニーズに合った産業医健康相談や電話健康相談を支援メニューに揃え充実化を図った。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、訪問による勧奨を実施できず、文書を送付したものの船舶所有者の健康づくり担当者がテレワークとなっており文書を見ていないケースもあったため、協働する船舶所有者数は伸び悩んだ。
- 生活習慣病・メタボリックシンドローム基礎知識やメンタルヘルスをテーマとした出前健康講座を開催し、高い満足度を得た。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、研修や会合自体の実施が見送られたため例年に比べて申し込みが少なかったため、新型コロナウイルス感染症拡大防止への配慮や、どこでも受講が可能となるよう、動画コンテンツ(洋上勤務の特殊な生活環境を踏まえたメタボリックシンドロームと食生活の関係性及び対策に関する動画「洋上健康羅針盤」)の作成を行い、ホームページに掲載した。
- 海上技術学校等の船員養成機関の学生を対象に、オンラインビデオ通話方式も併用しながら、メンタルヘルス対策等中心とした健康づくりに関する特別講義を実施し、高い満足度を得た。

出前健康講座： 5回実施、182名参加(前年度33回実施、1,253人参加)、満足度92%

船員養成機関でのメンタルヘルス講座： 22回実施、1,273名参加(前年度17回、966名参加)、満足度95%

- 以上、①協働する船舶所有者数は3社とKPIは対計画値80%未満だが、目標において困難度が「高」とされており、②「健康度カルテ」を740の船舶所有者へ送付し、自社船員の健康づくりへの動機付けを図ったこと、③出前健康講座(5回実施、満足度92%)や船員養成機関でのメンタルヘルス講座(22回実施、満足度95%)で高い満足度を得たことから、目標水準を満たしているとして、自己評価は「B」とする。

3. 船員保険

(2) 戦略的保険者機能関係

④ 船舶所有者等に対する支援

【事業計画の達成状況】

i) 船舶所有者と協働した加入者の健康づくり(事業計画書 P43)

1) 健康度カルテ

○ 船舶所有者が自社船員の抱える健康課題を把握し、健康づくりの取組の参考として活用していただくため、「健康度カルテ」を毎年度作成しており、2020年度は、健診結果等※に基づき①重篤疾病リスク②生活習慣病リスク③生活習慣④健康診断・特定保健指導の4つの項目により、船舶所有者単位で会社の健康度を判定し、その結果を740の船舶所有者に送付した。

2) 「プロジェクト“S”」(船員保険コラボヘルス)(事業計画書 P44)

○ 自社船員の健康課題を把握し、それらを解消するため、船員保険部の提供する支援メニューと合わせて健康づくりプランを実行するコラボヘルス「プロジェクト“S”」のエントリー募集を、2020年9月から開始した。ホームページや関係団体の機関誌等を通じて募集を行ったが、2021年3月末時点のエントリー数は3社であった。

〈健康度カルテサンプル〉



〈プロジェクト“S”リーフレット〉



全国健康保険協会業績評価シート

3. 船員保険

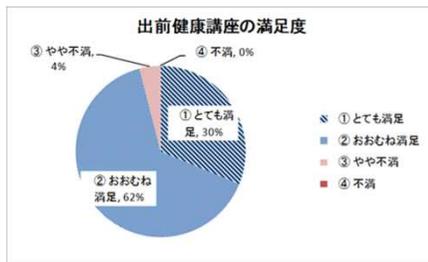
(2) 戦略的保険者機能関係

④ 船舶所有者等に対する支援

【事業計画の達成状況】

ii) 出前健康講座の実施(事業報告書 P45)

- 船員が研修や会合等で集まる機会に講師を派遣し、健康づくり等に関する内容をテーマとした講習を行う出前健康講座を実施した。
- 2020年度は、新型コロナウイルス感染防止の観点から、オンラインビデオ通話方式も併用しながら実施したが、研修や会合自体の実施が見送られたため例年と比べて申し込みが少なく、年間で5回の実施にとどまった。

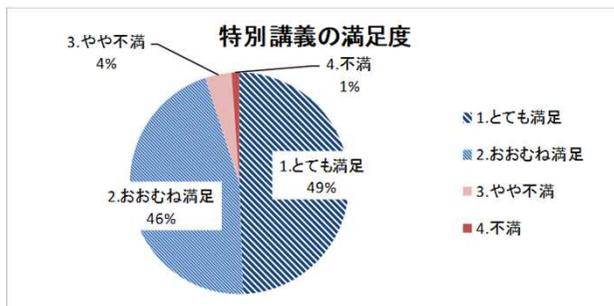


〈実施状況〉

| | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 実施回数 | 26回 | 25回 | 32回 | 33回 | 5回 |
| 参加人数 | 1,114人 | 1,265人 | 1,271人 | 1,253人 | 182人 |

iii) 船員養成校での健康に関する特別講義の開催(事業計画書 P46～48)

- 船員保険への加入が見込まれる海上技術学校等の船員養成機関の学生を対象に、若年時からの健康意識の醸成を目的として、メンタルヘルス等を中心とした健康づくりに関する特別講義を開催した。
- 海上技術学校等や東海大学海洋学部で計22回実施(うち12回は練習船内で実施)し、1,273人の学生に受講いただいた。



〈特別講義の実施状況〉

| 開催場所 | 開催日 | 人数 |
|------------------|-------------|------|
| ①練習船大成丸(初回) | 2020年8月4日 | 45人 |
| ②練習船大成丸(2回目) | 2020年8月4日 | 45人 |
| ③練習船銀河丸(初回) | 2020年8月8日 | 80人 |
| ④練習船銀河丸(2回目) | 2020年8月8日 | 80人 |
| ⑤練習船青雲丸(初回) | 2020年8月21日 | 120人 |
| ⑥練習船青雲丸(2回目) | 2020年8月21日 | 120人 |
| ⑦練習船海王丸(初回) | 2020年8月26日 | 45人 |
| ⑧練習船海王丸(2回目) | 2020年8月27日 | 55人 |
| ⑨練習船日本丸(横浜停泊) | 2020年9月14日 | 90人 |
| ⑩小樽海上技術学校(北海道) | 2020年10月6日 | 43人 |
| ⑪館山海上技術学校(千葉) | 2020年10月14日 | 40人 |
| ⑫海技大学校(初回)(兵庫) | 2020年11月30日 | 20人 |
| ⑬海技大学校(2回目)(兵庫) | 2020年11月30日 | 30人 |
| ⑭唐津海上技術学校(佐賀) | 2020年12月2日 | 35人 |
| ⑮口之津海上技術学校(長崎) | 2020年12月4日 | 24人 |
| ⑯宮古海上技術短期大学校(岩手) | 2020年12月14日 | 45人 |
| ⑰波方海上技術短期大学校(愛媛) | 2020年12月18日 | 90人 |
| ⑱東海大学(静岡) | 2021年1月20日 | 18人 |
| ⑲清水海上技術短期大学校(静岡) | 2021年1月26日 | 115人 |
| ⑳練習船銀河丸(乗船後) | 2021年1月29日 | 14人 |
| ㉑練習船海王丸(乗船後) | 2021年2月28日 | 56人 |
| ㉒練習船銀河丸(乗船後) | 2021年3月2日 | 63人 |

全国健康保険協会業績評価シート

3. 船員保険

(2) 戦略的保険者機能関係

⑤ ジェネリック医薬品の使用促進

事業計画

- ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向けた広報を強化する。
- ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果等を通知するサービスについて、年2回の通知を継続する。
- 2020年10月以降の新たな目標について、国の動向を踏まえつつ検討する。

【KPI】

ジェネリック医薬品使用割合を80%以上とする

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】「S」: 令和2年度計画を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(対計画値120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は、対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。「A」: 令和2年度計画を上回る成果が得られていると認められる(対計画値120%以上、又は、対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。「B」: 令和2年度計画を達成していると認められる(対計画値100%以上、又は、対計画値80%以上100%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。「C」: 令和2年度計画を下回っており、改善を要する(対計画値80%以上100%未満、又は対計画値80%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合)。「D」: 令和2年度計画を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める(対計画値80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他必要な措置を講ずることを命じる必要があると認めた場合)。

自己評価 : A

【困難度:高】

【困難度の理由】

- ジェネリック医薬品の使用促進について、「経済財政運営と改革の基本方針2017」における目標(2020年9月までに使用割合80%以上)を達成することは難易度が高いと思われる。
- また、船員保険は高い水準にあるだけに、伸びしろが小さく、数%上昇させることが困難と思われる。また、2020年度後半には、ジェネリック医薬品の安全性に関する重大事案が立て続けに発生し、2事業者が県から業務停止命令処分を受けた。

【自己評価の理由】

- **2020年度のKPIの実績:ジェネリック医薬品使用割合 82.6%(対計画値103.3%)**
- ジェネリック医薬品軽減額通知の送付、ジェネリック医薬品希望シールの配布を行ったほか、関係団体の機関誌やメールマガジン等を活用してジェネリック医薬品に関する広報を実施した。
- 軽減額通知を21,599人の方へ送付した。
※切替率:約25%、単純推計による年間財政効果額:約114百万円(実施コスト:約9百万円)
- 以上、**ジェネリック医薬品使用割合82.6%とKPIを達成しており(対計画値103.3%)**、目標において困難度が「高」とされていることから、自己評価は「A」とする。

全国健康保険協会業績評価シート

3. 船員保険

(2) 戦略的保険者機能関係

⑤ ジェネリック医薬品の使用促進

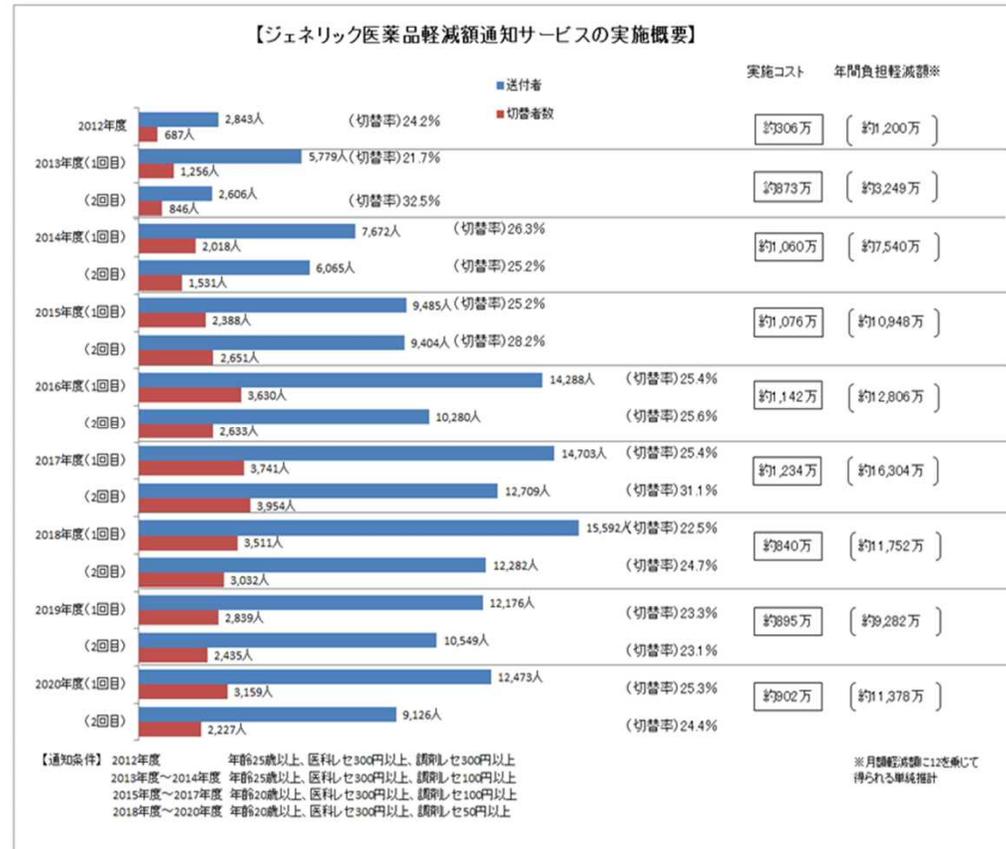
【事業計画の達成状況】

i) ジェネリック医薬品軽減額通知の送付(事業報告書 P49)

- ジェネリック医薬品に切り替えた場合の薬代の自己負担の軽減額をお知らせする取組を実施した。
- 2020年9月時点では1回目通知を送付した方のうち25.3%に当たる3,159人の方が、また、2021年4月時点では2回目通知を送付した方のうち、24.4%に当たる2,227人の方がジェネリック医薬品に切り替えている。これらの方は軽減額通知を受け取らなければ切り替えを行わなかったと仮定して推計すると、年間約114百万円の財政効果が得られたことになる。

ii) シールの作成・配布

- ジェネリック医薬品の使用を促進するためのツールとして、保険証やお薬手帳に貼ることができるジェネリック医薬品希望シールを作成し、保険証の新規交付時やジェネリック医薬品軽減額通知に同封して約62,000枚を配布した。



全国健康保険協会業績評価シート

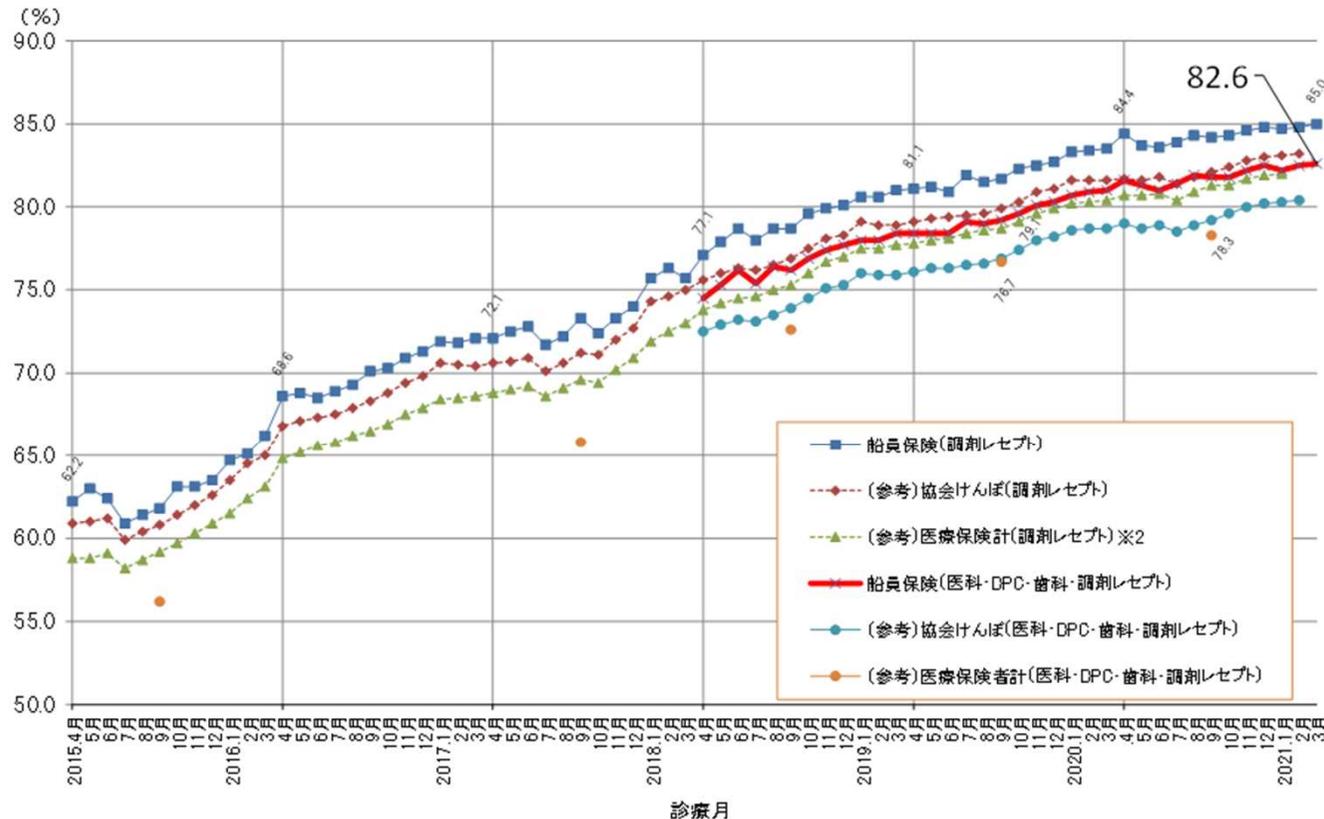
3. 船員保険

(2) 戦略的保険者機能関係

⑤ジェネリック医薬品の使用促進

【事業計画の達成状況】
 (事業報告書 P48)

ジェネリック医薬品使用割合(数量ベース、新指標)



※1. 「新指標」とは、[(後発医薬品の数量) / ((後発医薬品のある先発医薬品の数量) + [(後発医薬品の数量)])] で算出しています。医薬品の区分は、厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」によります

※2. 医療保険計(公費負担医療を含む)は厚生労働省調べです

※3. 後発医薬品の収載月(6月と12月)には、後発医薬品が初めて収載される先発医薬品があると、算出式の分母の対象となる先発医薬品が増えることにより、新指標による後発医薬品割合が低くなる場合があります

全国健康保険協会業績評価シート

3. 船員保険

(2) 戦略的保険者機能関係

⑥ 情報提供・広報の充実

事業計画

- 幅広い広報を実施するため、船員保険制度の説明パンフレットを労働基準監督署や年金事務所等の関係機関に配置するとともに、日本年金機構と連携を図り、船舶所有者に送付する保険料納入告知書に船員保険事業のチラシを同封する。
 - 年に一度、加入者や船舶所有者等に対し、船員保険の運営状況についてわかりやすく説明した「船員保険通信」を送付する。
 - 関係団体の協力を得て、船員関係機関誌や海運関係機関誌等による情報提供を効果的に活用するなど、定期的かつ効率的な広報を実施する。
 - ホームページにタイムリーな情報記事を掲載するほか、メールマガジンの内容を充実し、利用者をより一層拡大する。
 - 船員養成校等のイベントへの参加などを通じ、特に若年層への情報発信を強化する。
- 【KPI】
- メールマガジンの配信数を1,000人以上とする
 - ホームページへのアクセス総件数について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする(KPI:935,888件)

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】「S」: 困難度を高く設定した目標について、目標の水準を大幅に超えている。「A」: 困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。「B」: 目標の水準を満たしている(「A」に該当する事項を除く)。「C」: 目標の水準を満たしていない(「D」に該当する事項を除く)。「D」: 目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む抜本的な業務の見直しが必要。

自己評価：B

【自己評価の理由】

- **2020年度のKPIの実績:メールマガジン配信数 832人(対計画値83.2%)**
ホームページアクセス総件数 1,294,598件(対計画値138.3%)
- 船員保険制度の説明パンフレットを協会けんぽ支部の窓口や関係機関の窓口に設置するとともに、日本年金機構から毎月送付する納入告知書に船員保険の情報を盛り込んだチラシを同封した。
- 船員保険の運営状況、決算状況等を記載した「船員保険通信」をすべての被保険者及び船舶所有者へ送付した。
- 業界紙2紙に定期的に広報を掲載するとともに、関係団体の機関誌等に船員保険の広報を掲載した。(9誌、延べ69件掲載)
- 加入者及び船舶所有者が必要な情報を容易に見つけるようにするとともに、タイムリーな情報発信を行うことを目的に、**2020年12月にホームページの全面的なリニューアルを行い、総アクセス件数は前年度から41.5%増加し1,294,598件となった。**

3. 船員保険

(2) 戦略的保険者機能関係

⑥ 情報提供・広報の充実

- メールマガジンの登録件数の拡大に向けて、船員保険部で使用する封筒や、すべての被保険者及び船舶所有者へ送付する「船員保険通信」に二次元コードの掲載を行った結果、配信数は2020年3月末から9.9%増加し、2021年3月末現在で832人となった。
- 船員保険制度の実務に関する知識を深めていただくため、事務担当者に向けた事務説明会をオンラインビデオ通話方式により計12回開催し、延べ144人が参加した(前年度は集合形式により5回開催、209人参加)。
- 以上のことから、①メールマガジン配信数は832人とKPIは未達であったが(対計画値82.3%)、②ホームページアクセス総件数は1,294,598件とKPIを達成(対計画値138.3%)したことから、目標水準を満たしているとして、自己評価は「B」とする。

【事業計画の達成状況】



vi) ホームページやメールマガジンでの広報(事業計画書 P55~56)

- ホームページについては、加入者及び船舶所有者が必要な情報を容易に見つけることができるようにするとともに、協会が積極的に推進する取組の情報をタイムリーに発信することを目的に、2020年12月に全面的なリニューアルを行った。
- 2020年度のホームページの総アクセス件数は、2019年度と比べて397,898件増の1,294,598件(1日平均で3,547件)となり
- メールマガジンについては、毎月第3営業日を配信日として加入者及び船舶所有者を中心とした会員に、折々における船員保険の取組、各種事務手続きや健康づくりに関する情報をお届けした。また、メールマガジンの登録件数の拡大に向けては、船員保険部で使用する封筒や、すべての被保険者及び船舶所有者へ送付する「船員保険通信」にメールマガジン登録フォームに繋がる二次元コードの掲載等を行ったが、2021年3月末現在の配信数は832人であった。

vii) 船員養成校等へのイベントの参加

- 2020年度は、若年層への情報発信を強化する観点から、船員養成校等のイベントへの参加を計画していたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、参加を予定していたイベントが中止となった。

3. 船員保険

(2) 戦略的保険者機能関係

⑦ データ収集活用方法の研究

事業計画

- 加入者のニーズ把握、事業の効果検証など、データ収集、活用についての研究を進める。

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】「S」: 困難度を高く設定した目標について、目標の水準を大幅に超えている。「A」: 困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。「B」: 目標の水準を満たしている(「A」に該当する事項を除く)。「C」: 目標の水準を満たしていない(「D」に該当する事項を除く)。「D」: 目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む抜本的な業務の見直しが必要。

自己評価 : B

【自己評価の理由】

- 地域別ジェネリック医薬品使用割合について、使用割合下位5位の地域の傾向を分析することでその要因を推測し、今後のジェネリック医薬品使用促進の施策に役立てることとした。
- 地域別柔道整復施術療養費について、市町村レベルでの受診頻度を協会けんぽと船員保険の比較を行い、注意喚起を行う必要のある施術所を選定した。その結果をもとに、対象施術所へ文書を送付し、一定の効果が認められた。
- 以上のことから、目標水準を満たしていると判断し、自己評価は「B」とする。

3. 船員保険

(2) 戦略的保険者機能関係

⑦ データ収集活用方法の研究

【事業計画の達成状況】

i) 地域別ジェネリック医薬品使用割合について(事業計画書 P59)

○ ジェネリック医薬品使用割合の更なる引き上げに向けた施策を検討するため、市区町村レベルでの使用割合をもとに、使用割合の低位5位の地域(一定以上の処方量のある地域)の傾向を分析した。協会けんぽとの比較では、対象とした5地域において船員保険加入者に特有の要因があるとは認められず、当該地域の医療提供側に要因があることが推測される等がわかった。

ii) 地域別柔道整復施術療養費について

○ 市区町村レベルでの受診頻度について協会けんぽのデータとの比較を行い、船員保険の方が高い地域を抽出することにより、その地域の傾向を把握し、注意喚起を行う必要のある施術所を選定し選定した。施術所に対する注意喚起は、文書により、2020年10月から2020年12月にかけて実施した。